

個別約款（ガス空調料金契約）

2019年10月1日

びわ湖ブルーエナジー株式会社

# 目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料 金	1
4. 割引制度	2
5. 精 算	2
6. 設置確認及び契約の解除等	2
7. その他	3
付則	3
(別 表)	
料金表	5

## 1. 用語の定義

- (1) 「ガス空調料金契約」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する需給契約をいいます。
- (2) 「家庭用空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、主として家庭の用に供する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式及びガス吸収式の機器をいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水床暖房システム」(以下「床暖房」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に設置した配管に温水を供給して暖房を行うシステム(温風暖房を除く。)で、家庭の用に供するものをいいます。
- (4) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」(以下「浴乾」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行なうシステムで、家庭の用に供するものをいいます。
- (5) 「ガスコンロ」とは、エネルギー源としてガスを使用する、鍋、フライパンなどの炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して加熱することができるものをいいます。
- (6) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (7) 「その他期」とは、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの8か月間をいい、「最大需要期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。

## 2. 適用条件

家庭用空調機器を専用住宅又はガスメーターの能力(当該需要場所(ガスを使用する場所をいいます。)に2個以上のガスメーターを設置する場合にあっては、それらのガスメーターの能力の合計をいいます。)が10立方メートル毎時以下の併用住宅で、家庭用空調機器を専用に、又は他の消費機器とともに利用する需要で、お客さまがガス空調料金契約を希望される場合に適用いたします。

## 3. 料 金

当社は、別表の料金表(各料金表の基本料金及び基準単位料金(基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、調整単位料金))を適用して料金を算定しま

す。なお、料金表の各料金は、消費税等相当額を含みます。

#### 4. 割引制度

- (1) 本個別約款を適用されているお客さまで、①床暖房、②浴乾、③ガスコンロ（2口以上）を同一需要場所で、季節に応じ日常のご使用のお客さまに対しては、次の組み合わせによって3に定める料金から1か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

〔割引額〕

ア 床暖房・浴乾・ガスコンロ割引（まるごと割引）

（①、②、③のすべてを使用の場合）

割引額＝3に定める料金×9パーセント（1円未満の端数切り上げ）

イ 床暖房・浴乾割引（①、②のみを使用の場合）

割引額＝3に定める料金×7パーセント（1円未満の端数切り上げ）

ウ 床暖房・ガスコンロ割引（①、③のみを使用の場合）

割引額＝3に定める料金×5パーセント（1円未満の端数切り上げ）

- (2) 割引額（消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。）の上限は、1契約1か月につき4,400円とします。割引額が4,400円を上回る場合は、4,400円といたします。
- (3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社に申し込んでいただきます。
- (4) 割引制度を変更し、又は解除しようとするお客さまは、あらかじめその旨を当社に申し込んでいただきます。この場合において、割引制度の変更又は解除は、申込みを当社が承諾した日以降最初の検針日の翌日から適用します。
- (5) (4)の前段に規定する申込みをせずに床暖房・浴乾・ガスコンロを取り外した場合は、当社が当該機器を取り外したと認定する日の翌日から割引制度を解除します。

#### 5. 精算

- (1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって一般料金契約の遅収料金と既に料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。
- (2) 4の割引制度を適用されているお客さまで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって適用すべき条件に基づいて算定したガス空調料金契約の遅収料金と既に料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

#### 6. 設置確認及び契約の解除等

- (1) 当社は、家庭用空調機器・床暖房・浴乾・ガスコンロが設置されているかどうかを所定の確認書の提出又は住宅への立ち入りにより確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。確認書を提出いただけない場合や立ち入りを承諾していただけない場合、当社は、ガス空調料金契約の申込みを承諾しない、又は速やかにガス空調料金契約を解除し解除日以降一般料金契約を適用いたします。
- (2) 家庭用空調機器を取り外した場合は、直ちにその旨を当社に通知していただきます。なお、この場合は、ガス空調料金契約を解除したものとみなして解除日以降一般料金契約を適用します。

## 7. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

## 付則

### 1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2019年10月1日から実施いたします。

### 2. 本個別約款の実施に伴う切替え措置

- (1) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年10月1日から同月31日までの間に支払義務が発生する料金については、現行の基本約款の変更前の基本約款（以下「旧基本約款」といいます。）および本個別約款の変更前の個別約款（以下「旧個別約款」といいます。）に基づき算定いたします。
- (2) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年11月1日以降に支払義務が発生する料金については、次の算式により算定いたします。

(算式)

$$\text{料金}(\ast 1) = (\text{イ}) \text{消費税率を8パーセントとして算定した料金}(\ast 2) \times \alpha \\ + (\text{ロ}) \text{消費税率を10パーセントとして算定した料金}(\ast 3) \times (1 - \alpha)$$

- ※1 各項の算定においては、1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨ていたします。
- ※2 (イ)の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金については、旧個別約款表の各料金表を適用いたします。
- ※3 (ロ)の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金については、本個別約款別表に規定する各料金表を適用いたします。

(備 考)

$\alpha$  = 前回確定日 (※) の翌日から起算して 2019 年 10 月 31 日までの期間の月数 (※※)  
／ 前回確定日 (※) の翌日から起算して 2019 年 10 月 1 日以後最初の支払義務発生日までの期間の月数 (※※)

※ 前回確定日とは、2019 年 9 月 30 日以前の支払義務発生日のうち最後のもの(支払義務発生日がない場合は新たにガスの使用を開始した日) をいいます。

※※ 月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは 1 月といたします。

(別 表)

料金表

(1) 適用区分

料金表A その他期のご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B その他期のご使用量が20立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表C 最大需要期のご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 最大需要期のご使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 最大需要期のご使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 最大需要期のご使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

ア 基本料金

ガスメーター1個につき1か月	694.36円
----------------	---------

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	159.95円
------------	---------

② 料金表B

ア 基本料金

ガスメーター1個につき1か月	2,049.19円
----------------	-----------

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	92.21円
------------	--------

③ 料金表C

ア 基本料金

ガスメーター1個につき1か月	694.36円
----------------	---------

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	159.95円
------------	---------

④ 料金表 D

ア 基本料金

ガスメーター1個につき1か月	1,051.25円
----------------	-----------

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	142.11円
------------	---------

⑤ 料金表 E

ア 基本料金

ガスメーター1個につき1か月	2,777.64円
----------------	-----------

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	107.58円
------------	---------

⑥ 料金表 F

ア 基本料金

ガスメーター1個につき1か月	3,056.95円
----------------	-----------

イ 基準単位料金

1立方メートルにつき	104.79円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金（基準単位料金に毎月変動する平均原料価格で調整した料金）といたします。